

国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和7年3月19日  
厚生労働省

今般制定された、国民年金の事務費交付金の算定に関する省令の一部を改正する省令（令和7年厚生労働省令第19号）は、各市町村に交付する国民年金の事務費交付金の算定の基礎となる額を改定するものであり、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第4項第3号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

※ 行政手続法（平成5年法律第88号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2・3 （略）

4 次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一・二 （略）

三 予算の定めるところにより金銭の給付決定を行うために必要となる当該金銭の額の算定の基礎となるべき金額及び率並びに算定方法その他の事項を定める命令等を定めようとするとき。

四～八 （略）

担当：厚生労働省 年金局事業管理課